

### 第 3 争議行為の予告通知

#### 《要 約》

- 公益事業における争議行為の場合は、住民の日常生活に影響するところが大きい  
ため、あらかじめ争議行為を行うことを公表して、日常生活への影響を最小限にす  
るためと争議行為の開始に猶予期間をおくことによって、その間に争議が円満に解  
決することを期待して、関係当事者に対して争議行為の予告通知を義務付けていま  
す。
- 予告通知を怠って争議行為を行うと、10万円以下の罰金の対象となります。

#### 1 対象公益事業

公益事業は、その業務の正常な運営が阻害されると、当事者のみならず、社会的にも大きな影響を及ぼします。そこで、一定の公益事業に限って争議行為の予告を義務付けています。

予告が義務付けられている公益事業とは、原則として次のような事業をいいます。

- (1) 運輸事業
- (2) 郵便、信書便又は電気通信の事業
- (3) 水道、電気又はガスの供給の事業
- (4) 医療又は公衆衛生の事業

#### 2 予告通知手続き

当事者である労働組合又は使用者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに労働委員会及び知事（商工労働部労働政策課）に次の事項を文書で通知することとなります。

なお、10日前までというのは、予告通知が労働委員会及び知事に到達したいずれか遅い日と争議行為を行う日とは参入しないで、両日付の間に中10日をおくという意味です。

- (1) 通知者の名称、代表者職氏名、所在地
- (2) 事業の種類
- (3) 争議行為の目的（要求事項）

- (4) 争議行為の日時
- (5) 争議行為の場所（争議行為を実施する事業場等）
- (6) 争議行為の概要（争議行為の種類、規模等）
- (7) 参考事項（交渉経過、要求書等）

また、争議行為が、2以上の都道府県にわたるもの又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中央労働委員会及び厚生労働大臣に、労働委員会又は知事を経由して通知することとなります。

### 3 実情調査

公益事業以外の事業では、労働争議が発生し、労働委員会の調整活動上必要と認められるときに、労働委員会の委員及び事務局職員が、争議の実情を調査しますが、公益事業に係る争議では、速やかに実情の調査を行います。

### 4 罰 則

予告通知義務を怠ると、労働関係調整法第39条第1項の規定により、10万円以下の罰金の対象となります。

### 5 通知書記載例等

書 式	申出者	提出部数
争議行為予告通知書	労使双方	2

注1 書式は日本工業規格A列4の用紙を使用します。

2 提出部数は、労働委員会及び知事（商工労働部労働政策課）あての2部となります。

3 通知しようとする場合や記載方法に御不明な点がある場合は、労働委員会事務局まで御連絡ください。

(記載例)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

山口県労働委員会会長 様

所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地  
通知者名称 A産業労働組合  
代表者職氏名 執行委員長 甲 野 太 郎  
※署名又は記名押印

争議行為予告通知書

労働関係調整法第37条の規定により、下記のとおり争議行為に関する通知をします。

記

1 目的

平成〇〇年度賃上げ

2 日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時以降本問題の解決に至るまで

3 場所

職場名 A産業株式会社 B工場

所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

4 概要

前記職場において、連続的あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。